

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	44 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	41 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私は、昭和51年11月に国民年金に加入してから漏れなく保険料を納付していたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月に国民年金に加入した後、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間の前後の期間は現年度納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間において当時の夫が公益法人に勤務しており、経済的にも余裕があったと述べていることから、申立期間の保険料を納付する資力は十分であったと認められる。

さらに、元夫から年金保険料などの公的なものは必ず払うように指示され、納付状況の確認まで受けていたと述べており、元夫も申立人の主張を裏付ける証言をしている。

加えて、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年3月まで

申立期間については、世帯主に一定額以上の収入があったため免除申請はしておらず、申立期間の保険料は両親が居住地区担当の収納員に納付し、その収納員も集金したと言っているので、申立期間が免除となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していたA町では、申立人の居住地区において収納員が国民年金保険料の集金業務を行っていたことが確認でき、当時、申立人の居住地区を担当していた収納員は、文書照会に対して、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付済みである旨を回答している。

また、申立期間について、申立人の両親の国民年金保険料の納付年月日は同一となっている上、申立人及びその両親がいずれも納付済みとなっている平成9年4月から13年2月までは、申立人及び両親の納付日が同一となっており、申立人及び両親の3人分の保険料を一緒に納付していたとの申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の両親は、申立期間を含め国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで

亡き母は、生前、私が結婚するまで、同居していた私と妹の国民年金加入手続を行い、二人分の国民年金保険料を納付していたとっており、集金人が自宅に来ていたのを覚えているので、申立期間について、妹は納付済みとなっているのに、私が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妹の国民年金手帳記号番号が昭和36年4月27日に連番で払い出されていること及び36年4月から同年10月までは姉妹共に納付済みとなっていることから、母親が姉妹二人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとの申立内容に不自然さは見られず、申立期間については、申立人の妹が納付済みとなっており、申立人の保険料についても同様に納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人の妹は、申立期間当時、申立人は両親と妹と4人で同居しており、両親が集金人に毎回、姉妹二人分の保険料を納付していたと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から63年9月までの期間及び63年11月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から63年9月まで
② 昭和63年11月及び同年12月

私は外国籍であったため、20歳から国民年金に加入することはできなかったが、昭和57年から外国人も国民年金に加入できるようになったので加入手続きを行い、保険料を納付してきた。保険料は、最初のころは5,000円くらいだったと思う。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した経緯、加入手続の状況、申立期間の国民年金保険料の納付金額、納付方法等を具体的に述べており、納付金額及び納付方法は当時の状況とおおむね一致している上、申立人の妻は、申立人の保険料を金融機関で納めた記憶があると証言しており、申立人の弟も、申立人から国民年金に加入したことを聞いたことがあると証言していることから、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②は2か月と短期間で、その前後の期間は納付済みとなっている上、申立期間②の直前の昭和63年10月の保険料を平成3年1月に納付しており、この時点で申立期間②の保険料を納付することが可能であることから、2か月だけを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、平成元年1月以降、国民年金保険料をすべて納付している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年7月以降に払

い出されており、申立人は、加入手続を行い納付書が送られてきてから毎月納めていたので、さかのぼっては納付していない旨を述べていることから、申立期間①のうち、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で過年度保険料となる58年3月以前については納付しておらず、現年度保険料となる同年4月分から納付していたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から63年9月までの期間及び63年11月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私が自宅で母の看病をしていた昭和 53 年末ころ、父が、53 年の夏に特例納付制度ができたことを知ったのがきっかけで、私の国民年金保険料を納めていないことに気付き、51 年及び 52 年の 2 年分の保険料をさかのぼって納めてくれた。51 年だけが納付済みで申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 1 月以降、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、54 年度から 58 年度までは前納しているなど、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、第 3 回特例納付実施期間中の昭和 53 年 11 月 28 日に払い出されており、申立期間直前の 51 年 1 月から 52 年 3 月までの保険料が納付済みとなっていることから、さかのぼって 2 年分の保険料を納付したとの申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替手続及び国民年金第 3 号被保険者と第 1 号被保険者の種別変更手続を適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月から21年3月までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日を19年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から21年4月1日まで

私は、昭和18年12月2日にA社に入社し、24年11月13日に退職した。昭和62年に年金裁定するために、社会保険事務所に相談したところ、19年5月31日に健康保険資格を喪失しているから、19年6月1日から21年3月31日まで適用が無いとの回答だった。しかし申立期間において、A社に勤務し、健康保険証を使用していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人がA社において昭和18年12月2日に健康保険の資格を取得し、19年5月31日に資格を喪失後、21年4月1日に同社において厚生年金保険の資格を取得しており、19年6月から21年3月までの被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人と一緒に働いていた同僚は、昭和19年6月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、「自分は陸軍士官学校に入校のため、同年10月25日に退職したが、申立人は自分が退職した当時にも同じ課に在籍しており、その年の夏、B地に同僚4人と旅行したことをよく覚えている。」と供述しており、この供述は申立人の供述とも一致していることから、申立人が申立期間に勤務形態に変更無く当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、一緒に旅行した2名の同僚について、いずれも厚生年金保険の記録が継続している上、当該事業所において、被保険者期間が欠落している従業員は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月から21年3月までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年4月の社会保険事務所の記録から判断すると、30円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る健康保険の被保険者資格の喪失届や厚生年金保険の取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの健康保険の資格の喪失及び厚生年金保険の資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から21年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和19年6月から同年9月までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから保険料の徴収は行われておらず、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年6月1日）及び資格取得日（29年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、28年6月から29年4月までは8,000円及び同年5月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年6月1日から29年6月1日まで

私の夫は、昭和53年にA社を退職する際に、B社会保険事務所に記録確認のため訪問し、28年6月1日から29年6月1日まで厚生年金保険の記録が空白であることを知った。同社は仲間と起こしたもので、設立メンバーなのに申立期間中に退職するはずがない。

また申立期間中は既に結婚しており、夫の給与は同社から支給され、厚生年金保険料を天引きされた給与明細表を見ているので、納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、申立人がA社において昭和24年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、28年6月1日に資格を喪失後、29年6月1日に同社において再度資格を取得している。

一方、申立人と共に働き、同社の設立時のメンバーであった複数の同僚は、申立人が申立期間において同社に継続して勤務しており、社長の片腕として勤務活躍していたこと及び設立時のメンバーなので一時的にも会社を離れることは考えられないことを供述している。

さらに、上記の同僚は、申立期間当時も、申立人と所属部署及び仕事内容が同一であったことを供述しており、当該複数の同僚は、いずれも申立期間当時において厚生年金保険の記録が継続している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から判断すると、昭和 28 年 6 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、同年 5 月は 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 28 年 6 月から 29 年 5 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月1日から9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月21日から同年9月1日まで

私は、昭和45年7月21日にB社からC区DにあったA社に出向し、E地にあったFビル内の事業所で働いていた。

申立期間を含めて退職まで継続勤務していたはずであり、一部ではあるが、給与明細書の写し（昭和45年8月、同年9月及び同年11月分）もあるので、申立期間が被保険者期間であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書の写並びに雇用保険の加入記録から、申立人が昭和45年8月1日からA社に継続して勤務し、45年8月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、申立期間のうち昭和45年7月21日から同年8月1日までの期間については、申立人は出向である旨を主張しているが、A社とB社がどのような関係であったか調査を行ったが、関連会社であることをうかがわせる関連資料等を得ることができず、申立人も両社の関係を把握していない。また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い上に、申立人の雇用保険の加入日は、45年8月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日を昭和45年8月1日とすることが妥当であり、45年8月1日から継続して、同事業所に勤務し、当該期間の保険料が給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和45年8月分の標準報酬月額については、同年9月の社会保険事

務所の加入記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月21日から同年6月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を40年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月21日から同年6月30日まで
② 昭和40年7月1日から同年9月1日まで

私は、社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和40年5月から同年8月までの4か月について、厚生年金保険の加入記録が無かった。実際は、40年6月30日までA社に、同年7月1日からB社に勤務していたので、空白期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年5月21日から同年6月21日までについては、雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人がA社を退職した日前後に同事業所を退職した数名につき、退職日と厚生年金保険の資格喪失日を調査した結果、おおむね一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、当該期間にA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が昭和40年7月5日からB社に勤務していたことは確認できるものの、同僚3名についても、雇用保険の資格取得日の1、2か月後に厚生年金保険に加入している上、同社は現存せず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等に

ついて、事業主等から聴取できない。また、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。これらのことから、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る昭和40年5月21日から同年6月21日までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険を全喪しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年7月1日、資格喪失日に係る記録を43年3月31日とし、申立期間の標準報酬月額を、41年7月から42年9月までは2万円、42年10月から43年2月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から43年3月31日まで
申立期間について、私はA事業所に勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が発行した在職証明書及び人事記録から、申立人が申立てに係る事業所に昭和41年7月1日以前から職員として継続して勤務していることが認められ、当該事業所が、人事記録から判断すると申立人は厚生年金保険に加入させるべき職員であり、厚生年金保険に加入させるべき職員については厚生年金保険に加入させている旨を回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和41年7月から42年9月までは2万円、42年10月から43年2月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについて、不明であると回答しているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録から申立人の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人について被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えるこ

とから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 7 月から 43 年 2 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月14日から33年9月10日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が31年4月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33年9月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間のうち、昭和31年4月14日から33年9月10日までに係る厚生年金保険被保険者資格の取得日、及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和31年4月から32年9月までの期間は1万4,000円、32年10月から33年8月までの期間は1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年2月20日から29年7月4日まで
② 昭和31年4月14日から33年9月10日まで
③ 昭和36年7月17日から38年4月4日まで
④ 昭和38年6月20日から54年2月1日まで

私は高齢で、何十年も前のことなので、各事業所の入退社日を何年の何月と言われても覚えていないが、最初に（昭和21年2月から）勤めたのがA事業所で、その後条件がいいので、B事業所に移り、30年ごろまでそこにいた（申立期間①）。

その後は厚生年金保険加入記録のあるC事業所の喪失月である昭和36年7月からD事業所、E事業所及びF事業所の順に勤め、38、39年までF事業所にいた（申立期間③）。

さらに、厚生年金保険加入記録のあるG事業所の喪失月である昭和38年6月から54年1月末までの間に、H事業所、I事業所、J事業所及びK事業所の順に勤めてきた（申立期間④）。

また、L事業所の被保険者名簿に私の旧姓で、生年月日相違の昭和31年4月14日から33年9月10日までの厚生年金保険の記録があるが、これは私の加入記録であり、この記録を基礎年金番号へ統合してほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する事業所のうち、申立期間②のL事業所については、同僚の供述から申立人が勤務していたことが推認され、同事業所の被保険者名簿には、申立人の氏名（当時）と同一であるが、生年月日の相違する記録（整理記号番号M）が認められる。

また、この記録は、昭和31年4月14日資格取得、33年9月10日資格喪失と申立期間②と一致している上、記載されている生年月日が整理記号番号Nの被保険者のものと同一であること、及びこの記録の厚生年金手帳記号番号が基礎年金番号に統合されていないことから、社会保険事務所の事務処理ミスから、申立人の加入記録が誤って整理記号番号Nの被保険者の生年月日で記録されたと推認される。

さらに、被保険者名簿に記載されている上記記録の厚生年金手帳記号番号は、基礎年金番号に統合されておらず、下段の被保険者の被保険者記録は氏名及び生年月日とも名簿記載事項と一致する。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人のものであると認められることから、申立人が昭和31年4月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33年9月10日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、L事業所の被保険者名簿に記載されている昭和31年4月から32年9月までの期間は1万4,000円、32年10月から33年8月までの期間は1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち申立期間①、③及び④について、申立人が申し立てている9か所の事業所のうちD事業所、E事業所、F事業所及びI事業所の4事業所は、社会保険事務所の記録では、各事業所とも厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A事業所、B事業所、H事業所、J事業所及びK事業所の5事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できるが、各事業所の被保険者名簿に申立人の氏名が確認できない。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料が無い上、同僚等の所在も不明なため、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から58年11月まで

私は、昭和49年8月に会社を退職した後、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、自宅へ集金に来た男性の徴収員に保険料を渡した。50年4月からは送られてきた納付書により郵便局か銀行で保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年8月に国民年金の加入手続きを行い、自宅へ集金に来た徴収員に保険料を渡した。50年4月からは、納付書により郵便局又は銀行で保険料を納付した。」と主張しているが、A市役所の国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は58年12月以降に払い出されていることが確認でき、この時点では、56年9月以前の期間（申立期間の大半）は時効により保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人から提出された普通預金の取引明細証明書を確認したが、昭和59年4月分から口座振替を開始しており、申立期間当時については、口座振替は行われていなかったことが確認できる。

さらに、申立人に意見陳述を行ったが、A市役所での国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が明確でなく、このほかに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書の写等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年4月に事業所を開業し、市の職員から国民年金に加入することは国民の義務だと言われたので、加入手続を行った。国民年金保険料については、自分が夫婦二人分を市の職員の集金人に納付していたので、夫は納付済みとなっており、自分が未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは41年7月となっており、この時点では、申立期間のうち39年3月以前の保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上に、申立人は申立期間の保険料の納付金額についての記憶が定かではなく、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から39年3月まで

私は、大家さんに勧められ、国民年金保険料を最初に納付したのが昭和36年10月だったと記憶している。それ以降、集金人来てもらい、保険料を納付し続けてきたので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和39年10月以降となっており、この時点では、申立期間のうち37年6月以前の保険料は時効により納付できない期間である上に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を前提とすると、申立期間の保険料は、過年度納付や特例納付により納付することとなるが、申立人は、さかのぼって納付したことや一括で納付したことは無いと述べている。

さらに、国民年金の加入手続の時期や場所、申立期間の保険料の納付方法等についての申立人の説明は曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明確である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 10 月 30 日まで
② 昭和 56 年 9 月 1 日から同年 12 月 20 日まで
③ 昭和 57 年 5 月 1 日から 58 年 5 月 25 日まで

私は、昭和 53 年 4 月から 54 年 10 月まで株式会社 A、56 年 9 月から同年 12 月まで株式会社 B、57 年 5 月から 58 年 5 月まで株式会社 C に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社 A は昭和 63 年 9 月 1 日に厚生年金保険を全喪しているため、事業主から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間②について、社会保険事務所の記録では、株式会社 B は昭和 49 年 4 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。また、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、株式会社 C は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金

保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。また、事業主は、「申立人については厚生年金保険に加入させていなかった」旨の回答をしている。

さらに、申立期間①、②及び③における申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立人は、申立期間について国民年金に加入しており、すべて全額申請免除期間となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 1 日から平成元年 12 月 1 日まで
平成 19 年 7 月に厚生年金保険加入期間について記録照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間については、A市B町のC社に勤め、厚生年金保険に加入していた記憶があるので、記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が昭和 63 年 11 月 1 日から平成元年 8 月 31 日まで株式会社Cに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、当該事業所は平成 2 年 4 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所になっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、5 年 1 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主等から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、申立人は、同僚の氏名を覚えておらず、同僚からの証言も得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険加入期間について記録照会をしたところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間については、A 県 B 市の C 株式会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事の内容や雇用実態について具体的に述べていることから、申立期間について C 株式会社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 18 年 2 月 1 日資格取得、同年 9 月 29 日資格喪失と記録されている上、被保険者の整理番号は連番で付けられ、その資格取得日も日付順に記録されているので、記録の誤りはうかがわれない。

また、当該事業所は昭和 17 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、20 年 6 月 16 日に全喪しているため、当時の事業主から、申立期間に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることができず、同僚からの証言等も得られなかった。

さらに、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について、合併後の事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から 57 年 1 月まで
② 昭和 58 年 1 月から 59 年 1 月まで
③ 昭和 60 年 7 月から 63 年 8 月まで
④ 昭和 64 年 1 月ころから平成 2 年 12 月まで

私は、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

申立期間①については、A社に勤務しているとき、出身地が同じ同学年の人と一緒に働いていた。申立期間②については、B社に勤務しているとき、仕事に事故を起こしたので、勤務していたことは間違い無い。申立期間③については、C社に勤務しているときは、会社の寮に住んでいたため、勤務していたことに間違い無い。申立期間④については、D社に勤務していたとき、E（地名）のF社の下請けだった。以上の経過なので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したとするA社は、当時、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、当該事業所の連絡先が分からないため、申立人が同事業所に勤務していたことを確認できない上に、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間②について、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したとするB社は、当時、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間③について、申立人が勤務していたとするC株式会社は、「履歴書により申立人は当時、同事業所に勤務していたことは確かだが、本人の希望により厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述していることに加えて、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間④について、社会保険事務所の記録では、申立人が勤務したと主張するD社は、当時、G県H市において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上に、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人については、連絡が取れない状況であり、申立人に勤務先及び勤務状況を確認することができないため、これ以上の具体的な調査が困難である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月1日から39年5月10日まで
② 昭和42年12月1日から45年7月31日まで

私は、昭和38年10月1日から45年7月31日までA社に勤務し、45年2月は長女出産の時期でもあったので、健康保険及び厚生年金保険に加入していないことは考えられない。この期間は厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の同僚の供述から、当時、申立人はA社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚は、「自分自身は臨時で雇用された後に正社員として雇用され、正社員になった時に社会保険に加入したと思う。」と供述しており、当該事業所においては試用期間が設けられていたことがうかがえる。

申立期間②について、当該事業所は、昭和42年12月1日に全喪事業所となっているため、人事記録等は残っておらず、当時の申立人の勤務状況等が確認できない。加えて、申立人の雇用保険の加入記録についても確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険の加入記録は、昭和39年5月11日資格取得、42年12月1日資格喪失となっており、同被保険者名簿において、同僚についても厚生年金保険の資格喪失日は、当該事業所が全喪事業所となった42年12月1日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 14 日から 39 年 12 月 26 日まで
② 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 4 月 21 日まで

私は、テレビ等で高校を卒業して職についた者については、厚生年金保険に加入していると思われるので調べた方がよいことを知り、すぐに社会保険事務所に行き調べたが、既に脱退手当金が支給済みとなっていた。しかし、私にはまったく身に覚えが無い。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和42年7月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る2度の被保険者期間は、同一の記号番号で管理されているところ、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

このほか脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 35 年 1 月まで

私は、厚生年金保険の加入期間についてA社会保険事務所に問い合わせたところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無いと言われた。昭和 34 年 10 月に会社の命令で自動車の免許を取得したが、その前から入社していたし、35 年 2 月 1 日からの加入記録があるので、34 年 8 月からの在職期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

また、株式会社B（旧C株式会社）が保管している「健康保険関係名簿」においても、申立期間に申立人の名前は確認できなかった。

さらに、申立人は当時の同僚として2名の氏名を挙げているが、1名は既に他界しており、もう1名は連絡先が不明のため、申立期間当時の勤務状況について証言が得られず、申立期間当時の申立人の勤務形態は不明である。

加えて、社会保険事務所が保管する被保険者原票を見ると、申立人のC株式会社における資格取得日は昭和 35 年 2 月 1 日と記録されており、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 2 日から 41 年 12 月 26 日まで
② 昭和 42 年 1 月 11 日から 45 年 3 月 11 日まで

私は、A 社会保険事務所で昭和 45 年 9 月 4 日に脱退手当金 2 万 1,835 円を受給しているとの回答を受けたが、退職の際に、脱退手当金の請求について説明は無く、脱退手当金が支給されたと記録されている当時は脱退手当金という制度を知らなかったので、脱退手当金を受給しているとされていることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立人の、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 45 年 9 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から34年6月17日まで

私は、昭和32年4月1日から34年6月17日まで、A区BにあったC株式会社で働いていた。D社会保険事務所から同社に勤めていた際の厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらったが、社会保険料は天引きされていたので、この回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてC株式会社に勤務していたと主張している。しかしながら、申立人は、同僚についての記憶が無いため、社会保険庁のオンライン記録から申立人と同じころに入社した5名について照会したところ、いずれも申立人のことを記憶していない。また、株式会社E（旧C株式会社）は、「C株式会社は昭和43年4月1日に現在の株式会社Eに商号変更されており、C株式会社時代の資料は無い。」と供述しており、申立人の勤務形態等を確認することはできない。

さらに、C株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間において資格取得した122名の中に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 15 日から同年 8 月 10 日まで

私は、昭和41年12月1日から48年6月1日まで継続して(株)Aに勤務していた。私の年金記録をみると、42年2月15日から同年8月10日までが抜けている。この期間も(株)Aに勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったはずであるから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳から、申立人が昭和42年2月15日に被保険者資格を喪失していること、その際、健康保険証が回収されていること、及び42年8月10日に被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、申立人は、昭和41年12月1日から48年6月1日まで、取締役として(株)A勤務していたと主張し、その兄及びその義姉を含む同僚3人もその旨を供述しているが、当該事業所が57年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、当該事業所の事業主(申立人の父)及び事務を委託していた社会保険労務士も亡くなっているため、当時の状況が不明である。

さらに、厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを示す給与明細等の資料及びそれをうかがわせる関連資料等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 2 月 1 日まで
私は、昭和63年10月1日から平成元年2月1日までA区にあるB株式会社に勤務していた。厚生年金保険に加入しており、事業主により保険料が給与から控除されていたはずであるから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から、申立期間において、申立人が当該事業所の作業現場で仕事をしていたことは推認できるが、雇用保険の記録が無いことなどから、申立人と当該事業所との間に結ばれていたのが正社員としての雇用契約であったとまでは認め難く、受け取っていた報酬も給与なのか否かが定かでない。

また、社会保険事務所の厚生年金被保険者名簿に、申立人の名前は認められず、欠番も無い。

さらに、厚生年金保険料の控除を示す給与明細等が無い上、当該事業所が平成元年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在も確認できないことから、申立人の主張を認めるに足るだけの関連資料も無い。

加えて、当時の同僚や当該事業所の役員にも聴取したが、申立内容を確認できるような供述を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 5 月 1 日から 28 年 5 月 1 日まで
② 昭和 31 年 2 月ころから 33 年 9 月ころまで
③ 昭和 35 年 2 月ころから 37 年 8 月ころまで

私は、昭和25年5月1日から28年5月1日までA事業所に、31年2月ころから33年9月ころまでB事業所に、35年2月ころから37年8月ころまでC事業所に勤務し、事業主により厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであるから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び同僚の供述から、申立期間当時、申立人が事業所に勤務していたことは推認できるものの、どの時期にどの事業所に勤務していたかについては、申立人の主張と同僚の供述等とが合致しておらず不明確である上、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の資料も無い。

また、申立期間①に申立人が勤務していたと主張するA事業所の被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和 28 年 5 月 1 日と明記されており、欠番及び不自然な記録訂正等、申立人の資格取得日が誤って記録されたことをうかがわせる状況も認められない。

さらに、申立期間②に申立人が勤務していたと主張するB事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和 37 年 11 月 1 日である上、当該事業所の被保険者名簿に、申立人の名前が認められない。

加えて、申立期間③に申立人が勤務していたと主張するC事業所の被保険者名簿に申立人の名前は確認できず、欠番も無い。

それに加えて、A事業所が昭和 29 年 6 月 1 日に、B事業所が 42 年 3 月 2 日に、C事業所が 37 年 9 月 24 日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所で

なくなっており、3事業所の事業主も既に亡くなっているなどのことから、当時の状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月から35年6月まで

私は、申立期間においてA株式会社B出張所に勤務していたが、C社会保険事務所に照会したところ、その期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受け取った。同出張所では事務も担当し、関係官庁で様々な手続きを行ったが、その中には社会保険関係の手続もあったように記憶しており、私自身も社会保険に加入していたと思われるので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B出張所での勤務内容を克明に記憶しており、その供述から申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所の記録では、A株式会社B出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年9月1日であり、申立期間当時、同出張所は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、社会保険事務所が保管しているA株式会社（本社）の健康保険厚生年金事業所別被保険者名簿において、昭和33年4月1日から35年7月15日までに資格取得した者を調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人が申立人の勤務実態を証言してくれる者として挙げた3名の上司はいずれも他界しており、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月16日から9年8月ころまで

私は、A社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について問い合わせたところ、B株式会社（現在はC株式会社。）に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いといわれたが、雇用契約書に基づいて働いていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社保管の従業員調書により、申立人が申立期間においてB株式会社に勤務していた事実は認められるものの、雇用契約書から、申立人は1年契約のパートタイマーであったことが確認できる。

また、同社保管の賃金台帳（平成9年分）からも、社会保険料の控除は行われていなかったことが確認できることに加えて、申立人が申立期間を含む昭和62年1月15日から平成20年4月2日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間当時、同事業所において同じ作業グループだった者は、「申立人は正社員ではなく時間労働者として働いていたが、社会保険の加入状況については不明。」と供述しており、保険料控除の事実を確認できる証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 31 日から 45 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間中、A町にあったB(株)に勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び事業所の回答から、申立人がA町にあったB(株)の社屋に勤務した経験があることについては推認できるものの、それが申立期間において、B(株)の正社員として勤務していたものか否かまでは定かでない。

また、社会保険事務所の保管するB(株)の被保険者名簿には申立人の名前が無く、申立人の厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得日が、社会保険事務所が保管している申立人のC(株)の資格取得日である昭和45年4月1日と一致している上、雇用保険の記録でも資格取得日は、同じく45年4月1日となっている。

さらに、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等が無く、申立人が申立期間当時の同僚の名前を覚えていないこと、及びB(株)も当時の状況について不明と回答していることから、申立人の主張を認めるに足るだけの関連資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで
私は、平成 19 年に 5,000 万円の年金記録が不明との報道をみて、A 社会保険事務所を訪問したところ、遺族年金の年金記録が一部欠落していることを知らされた。私の夫は、高校の紹介で卒業直後の昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで、高校の近くの B 株式会社に勤務していたので、納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間において C 区の B 株式会社に勤務していたと主張しているが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い上に、申立人の妻は、申立人が申立期間において勤めていたとする当該事業所の場所、業種を具体的に聞いておらず、申立期間において申立人が勤めていたとする事業所を特定することができない。

また、C 区に B 株式会社の名称で昭和 32 年 1 月 31 日に新規適用事業所となっている事業所が確認できるものの、当該事業所の被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号の欠番も無い。

さらに、B 株式会社と同一社名で、C 区の近隣事業所の 5 社に対して、社会保険庁の記録を検証したが、申立人の氏名は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 3 月 22 日まで
② 昭和 36 年 10 月 2 日から 38 年 8 月 5 日まで
③ 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 3 月 11 日まで
④ 昭和 42 年 4 月 21 日から 44 年 5 月 21 日まで

私は、昭和 35 年 12 月 1 日から 44 年 5 月 21 日までの 4 つの期間について、厚生年金保険の期間照会をしたところ、45 年 1 月 8 日に脱退手当金が支給済みであるとの回答があった。自分としては全く受け取った記憶が無い。再度の調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最後の事業所の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の被保険者記録は、二つの厚生年金保険被保険者記号番号により管理されているが、昭和 44 年 7 月 8 日に申立期間①、②及び④に係る記号番号の厚生年金保険被保険者証を再交付された旨が記号番号払出簿に記載されており、脱退手当金を請求するために厚生年金保険被保険者証の再交付をした可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間に係る最後の事業所の資格を喪失した後の被保険者期間は、新たな記号番号が払い出されているが、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 10 日から 41 年 1 月 26 日まで
申立期間の厚生年金保険について脱退手当金を昭和45年5月30日に受けているとされているが、私は、脱退手当金の請求手続きをしていないし、もらった覚えがないので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る被保険者名簿の申立人氏名が記載されている前後25名のうち脱退手当金の受給資格を有する者は12名いるが、脱退手当金を受給している者は3名であり、申立期間の脱退手当金は申立期間に係る資格喪失日から約4年4か月後の昭和45年5月30日に支給決定されていることから、事業主により代理請求がなされた可能性は低いものと考えられる。

しかしながら、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 10 月 16 日まで
私は、昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 10 月 16 日まで A 社本店に勤務し、38 年 10 月に結婚退社するに当たり、結婚先が社会保険に加入している事業所であったため、担当課の職員から厚生年金保険は脱退せずに継続の手続をしておきますと言われた。

しかし、平成 19 年 12 月 26 日に厚生年金保険被保険者期間の照会を社会保険事務所に行ったところ、この期間は脱退手当金が支給されているといわれたが、私は脱退手当金を請求していないし、もらった記憶も無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A への照会に対して、事業主からの回答によれば、退職者に対する脱退手当金に関する説明を行っていたかについては不明であるが、代理請求については行っていたと回答している。

また、当該事業所では、脱退手当金受給者については、当該事業所が保管している被保険者台帳に「脱退手当」を朱書きで記載することとされており、申立人の被保険者台帳には、「脱退手当」の朱書きの記載がある上に、社会保険事務所が保管している被保険者名簿の申立人氏名の記載欄の前後 25 人のうち脱退手当金の受給資格を有する者は 9 名おり、そのうち 3 名が脱退手当金を受給しているが、3 名のうち当該事業所の被保険者台帳の存在が確認できた 2 名については、申立人と同様に「脱退手当」の朱書きの記載がある。

これらのことから、申立人についてはその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和38年12月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 16 日から 33 年 4 月 21 日まで
私は、昭和 30 年 4 月に A 県 B 市の C 株（現在は、D 株式会社。）に入社して 3 年間寮生活をしながら働いた。その後、昭和 33 年 4 月 21 日に退職し、翌日には E（地名）に行き、住込みで 2 年ほど働いた。その間、社会保険事務所からは何の通知もなかった。脱退手当金は絶対もらっていません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 33 年 4 月 21 日の前後 3 年間に D 株式会社を資格喪失した女性退職者 44 名のうち、脱退手当金の受給資格を有する 17 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 名が脱退手当金を受給しており、そのうちの 9 名が資格喪失後 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は、退職後間もなく行われていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後の昭和 33 年 10 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月 1 日から 33 年 2 月 7 日まで
② 昭和 33 年 6 月 1 日から 36 年 12 月 31 日まで

私は、A 株式会社にて昭和 30 年 12 月 1 日から 33 年 2 月 7 日まで、また、B 工場にて 33 年 6 月 1 日から 36 年 12 月 31 日まで、それぞれ勤務し厚生年金保険に加入していたが、その期間については、脱退手当金が 37 年 6 月 21 日に C 社会保険事務所で支給されていると言われた。私は、その当時、D (地名) の実家で生活しており、脱退手当金の請求も受け取った記憶もないので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当該事業所における資格喪失日である昭和 36 年 12 月 31 日の前後 2 年間に資格喪失し脱退手当金受給資格を有していた 9 名のうち、4 名が脱退手当金を受給している上に、9 名のうち脱退手当金を受給していない者及び申立人と同日に退職した者は、当該事業所が退職予定者に対し、脱退手当金に係る説明を行っていた記憶は無い旨供述していることから、事業主により代理請求がなされた可能性は低いものと考えられる。

また、申立人に係る脱退手当金は、社会保険庁の記録上、当該事業所における厚生年金保険資格喪失日から 6 か月後の昭和 37 年 6 月 21 日に支給決定され、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 1 日から 32 年 3 月 12 日まで

私は、A(株)の営業所であるB社の現場において、昭和29年10月からアルバイトとして業務に就いていた。30年2月1日に私が20歳になり本店の所長から、厚生年金保険に加入し正社員になる話があった。当時の給料が1万6,500円程度であり厚生年金保険に加入することによって1か月の控除額が300円程度増えるが、正社員になるからには加入すべきとの話であり了解した。加入記録の再調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人が同僚として氏名を挙げた者について、社会保険事務所が保管するA株式会社の被保険者名簿において確認できることなどから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所は、既に解散しており、その当時の代表者は、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことから、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人が同僚として氏名を挙げた者及び当該事業所の被保険者名簿から、申立期間同時に、厚生年金保険の被保険者となっている8名の元従業員に照会を行ったところ、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 1 月 4 日から同年 11 月 9 日まで
② 昭和 30 年 10 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 3 月 26 日から 35 年 9 月 16 日まで
④ 昭和 36 年 4 月 26 年から 38 年 9 月 26 日まで

私は、昭和 28 年 1 月 4 日から 38 年 9 月 26 日までの厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金を受けているとされているが、脱退手当金は受け取っていない。私は、昭和 38 年 9 月に退職するとともに A 県から妹の居る B 県に転居し、翌年の 39 年 4 月に結婚して主人の扶養者となった。脱退手当金を請求したことも受給した覚えも無いので年金支給資格期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最後の事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 38 年 9 月の前後 3 年間に資格喪失し、その資格喪失日において脱退手当金の受給資格を有していた者は 9 名いるが、そのうち脱退手当金を受給した者は 3 名であることから、事業主が委任に基づく代理請求を行っていたとは考え難い。

しかしながら、申立人の申立期間に係る最後の事業所の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 12 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給していないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 43 年 5 月 10 日まで
私は、平成 8 年に、A 社会保険事務所に年金手続に行った時に、昭和 43 年 6 月 21 日に脱退手当金を受け取っているとされた。私は 42 年 12 月まで、子どもと一緒に B 区 C から D 市 E へ引っ越しているため、脱退手当金は受け取れない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 43 年 5 月 10 日の前後約 1 年間に申立事業所で資格喪失した女性退職者 10 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名が脱退手当金を受給しており、そのうちの 4 名が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求時期は、退職後間もなく行われていたことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 43 年 6 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月3日から33年4月19日まで
私は、申立期間の厚生年金保険について脱退手当金を昭和33年5月19日に受けているとされているが、受けた記憶が無い。脱退手当金を受けた覚えが無いので年金期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和33年4月の前後約2年間に資格喪失した者5名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4名が脱退手当金を受給しており、そのうちの3名について資格喪失日の2か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による委任に基づく代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和33年5月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等が記録されていることに加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 20 日から 43 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間の事業所を退職する時に、結婚で住所が変わるため、事業所から渡された脱退手当金裁定請求書の住所欄に両親の住所を記載して事業所に提出した。その後、A（地名）からB（地名）へ引っ越しし、1年後、里帰りした時に、両親に脱退手当金支給決定通知書が届いたかどうか聞いたが、届いていないといわれた。平成 19 年、C 年金相談センターに年金記録を確認した際に、脱退手当金を受け取っていることを初めて知ったが、脱退手当金は受取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 43 年 3 月 31 日の前後約 1 年以内に資格喪失した者 19 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、13 名が資格喪失日の約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、及び事業主も代理請求を行っていたことを認めていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、脱退手当金裁定請求書に必要事項を記載して事業所へ提出したと述べていることに加えて、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 43 年 5 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から同年10月1日まで
② 昭和27年9月1日から28年11月1日まで

私は、昭和25年3月1日から32年7月25日まで、空白期間無く米軍のA事業所に清掃人として継続勤務していた。それなのに途中の期間が抜けているのはおかしく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立人が昭和25年3月1日にB渉外労務管理事務所C部隊において健康保険と厚生年金保険の資格を取得し、26年7月1日に資格を喪失し、その後、B渉外労務管理事務所に26年10月1日に資格を取得するまでの期間となっている。

当時の駐留軍労働者は、昭和23年12月1日付け厚生省保険局長通達に基づき、すべて日本政府の直備^{ちよくよう}使用人として健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を有するとされていた。しかし、昭和26年7月1日以降、連合軍の非軍事的業務に使用される労働者が日本政府の直備^{ちよくよう}使用人としての身分を喪失し、連合軍との直備^{ちよくよう}契約に変わったため、26年7月3日付け厚生省保険局長通達により、申立人のような事業所の清掃人として使用される者は、強制被保険者とはならないとされた。

また、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が管理している連合国関係常用使用人登録票から、申立人は、米軍のA事業所に勤務し、昭和26年6月30日に退職したことが確認できる。

申立期間②については、同僚の供述から申立人が継続して米軍のA事業所に勤務していたことが推認できるものの、社会保険事務所の記録によると、申立人が同僚として挙げた3名すべてが昭和28年11月1日からD事業所の被保険者として厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人も3名の同僚と同様に当該事業所の被保険者として28年11月1日から加入したものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 28 年 7 月 1 日に健康保険のみの任意包括適用事業所として新規適用となり、同年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、当該事業所は申立期間②において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 12 月 29 日まで
② 昭和 57 年 10 月 5 日から 63 年 11 月 16 日まで

私は、途中給与未払いで辞めた時期もあったが A 株式会社にて昭和 54 年 6 月から約 8 年間勤務した。60 歳になって年金の手続をした際に、昭和 55 年 4 月からの A 株式会社での厚生年金保険の加入期間が無く納得できない。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の元妻の供述から、申立人が申立期間①及び②について A 株式会社にて勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和 56 年 6 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上に、事業主の所在が不明のため厚生年金保険に関する届出等について確認できない。

また、申立期間②において、B 事業所で申立人が使用した健康保険を調査したところ、同事業所の記録から、夫の健康保険の被扶養者扱いであったことが確認された。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険の資格については、昭和 55 年 4 月 1 日資格喪失と記載されている。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月28日から27年3月1日まで
私は、昭和23年12月1日からA株式会社のB本社に勤務し、24年4月ごろにC区D町にあったE出張所に転勤し、27年3月31日の退職までE出張所に勤務していた。A株式会社に継続して勤務していたので、24年6月28日から27年3月1日までの抜けている厚生年金保険加入期間を訂正するよう申し立てます。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたと主張しているが、申立人が記憶する社長及び氏名を挙げた同僚は、所在不明又は亡くなっており、申立人が当該事業所に勤務していたことに関する供述を得ることができない上に、当該事業所は、昭和53年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから人事記録等が無い。

また、申立人が当時の同僚であると主張する2名の当該事業所における資格取得日は申立人が資格を再取得した日と同日である昭和27年3月1日であることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 12 月 31 日まで
私は、昭和47年7月ころより1年半ほどパートでA株式会社B工場に勤めた。会社勤めなので厚生年金保険に加入しているはず、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社B工場に勤務していたと主張しているが、当該事業所への照会に対して、事業主は、B工場に勤務していた者の人事記録等の資料が無いため、確認できないと回答している上に、申立人から当時の同僚として氏名が挙げられた者については、当時の同僚を特定することができないため、申立人の勤務状況等の供述を得ることはできない。

また、雇用保険の加入記録においても、申立人の記録が確認できない。

さらに、申立人は、昭和43年11月20日に国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる上に、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 20 日から 44 年 3 月 10 日まで
私は、昭和 40 年 3 月 20 日から 44 年 3 月 10 日まで、A社の社員として、B区C所在のD社E工場で器具の修理作業を行っていた。その期間は厚生年金保険に加入していたはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における業務内容等に係る供述は具体的であること及びD社の元職長の証言により、申立人が同社の工場内において当該事業所の社員として勤務していたことは推認できるものの、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が当該事業所により控除されていたという記憶が定かでない上に、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等も無い。

また、当該事業所は、昭和 38 年 3 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上に、事業主の消息が不明であるため、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料が控除されていたことを聴取することができない。

さらに、申立人が氏名を挙げた同僚は、申立期間において当該事業所とは異なる事業所で働いた後、国民年金に加入している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月から同年 9 月まで
昭和 19 年 3 月に A 区の株式会社 B に入社した。同社は空襲に遭い C 県に移転したが、私は 20 年 9 月まで引き続き勤務し、給与も支給されていたので、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶から、申立人が申立期間において株式会社 B に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和 20 年 3 月 10 日に厚生年金保険を全喪し、移転先の C 県では、23 年 5 月から厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間について、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所は昭和 37 年 8 月に解散しており、同僚の連絡先等も不明であるため、事業主や同僚等から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 22 日から 47 年 5 月 4 日まで
昭和42年11月22日から47年5月3日まで、有限会社Aに勤務していたが、この期間の厚生年金保険の記録が落ちていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

業界紙の掲載記事及び申立人の名刺等から、申立人が有限会社Aに勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所の記録からは、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていた事実を確認できない。

また、申立人は、給与受領に係る出金伝票を提出しているが、当該出金伝票には、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがえる費目が無い。

さらに、当該事業所が昭和58年10月17日に解散していること、事業主の所在が不明なこと及び申立人も同僚等の氏名を覚えていないことから、申立人の主張を認めるに足るだけの関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 25 日から 32 年 10 月 17 日まで
昭和30年4月25日に地元の株式会社A（当時）に入社し、漁船の乗組員として働いたが、船員保険の資格取得日が32年10月17日となっていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、当該同僚の船員保険の記録が確認できる昭和31年12月6日以降において申立人が株式会社A（当時）に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が32年10月17日と明記されている上、欠番及び不自然な記録訂正等、申立人の資格取得日が誤って記録されたことをうかがわせる状況も認められない。

また、当該事業所の船員保険の新規適用は昭和31年10月1日であるが、申立人及び申立人が同時期（30年4月）に入社したと主張する同僚3人の船員保険記録は、31年10月1日より遅れて資格取得している者が3人（申立人を含む。）、及び被保険者名簿に名前を認められない者が1人となっており、当該事業所での勤務と船員保険への加入とを同一視し難い。

さらに、当該事業所は、申立人の主張に対し、当時の資料等が無く不明と回答している上、船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
② 昭和 42 年 1 月ころから同年 6 月ころまで
③ 昭和 44 年 7 月ころから 46 年 2 月ころまで

社会保険庁の記録では、株式会社Aの資格取得日が昭和 41 年 1 月 1 日となっているが、私は、38 年 4 月 1 日から正社員として勤務していた。42 年 1 月に同社を退職後、1 か月もたたないうちにB社に勤務した。申立期間③については、44 年 7 月にC社を退職後、有限会社Dで物品の販売をしていた。これらの期間は、厚生年金保険料も引かれていたように記憶しているので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主及び同僚等の証言から、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことは推認できる。しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、健康保険整理番号の欠番は見られない。

また、同僚の供述から入社時期が申立人と同時期又は申立人より早いと考えられる同僚の被保険者記録を調査したところ、その者が入社したと思われる時期から相当程度経過した後に被保険者資格を取得している者が複数存在することから、申立期間当時、当該事業所では、採用後直ちに厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、B社は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、申立人は、申立期間当時の当該事業所の従業員が二人であった旨を述べており、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったものと推認される。

申立期間③については、社会保険事務所が保管する有限会社Dの被保険者原票には、申立人の氏名の記載は無く、申立期間前後に健康保険整理番号の欠番は無い上、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録も無

い。また、申立人と近接する時期に資格取得した被保険者数名に調査を実施したものの、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる証言は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月20日から36年7月1日まで
申立期間について、株式会社A B店での厚生年金保険被保険者記録が抜けているが、私は、この間も継続して同社に勤めていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の上司や同僚、業務内容等を具体的に述べていることから、申立人が申立期間において株式会社A B店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当該事業所の責任者も、昭和35年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

また、当該事業所は、平成14年12月に解散している上、当時の責任者は既に亡くなっており、当時の役員等の所在も不明なため、事業主等から申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等を確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 31 日から 40 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、昭和 39 年 12 月 31 日に A 株式会社で厚生年金保険を資格喪失とされているが、私は、実際には同年 12 月 31 日まで在籍し、39 年 12 月及び 40 年 1 月の給与も同社から支給されていた。勤務実態の事実が確認できる退職所得の源泉徴収票を提出するので、当該期間について被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「昭和 40 年分退職所得の源泉徴収票」から、申立人が申立期間において A 株式会社勤務していたことが確認できる。

しかしながら、昭和 40 年 1 月末まで A 株式会社で残務整理を行い、その後、B 株式会社へ転籍したとする申立人の上司も、申立人と同様に、39 年 12 月 31 日に A 株式会社で厚生年金被保険者資格を喪失し、40 年 1 月 4 日に B 株式会社で資格取得している上、同様に転籍した 4 名の同僚についても、同様の資格得喪記録となっている。

また、A 株式会社は既に厚生年金保険を全喪しており、事業主等も不明（代表清算人は死亡）であるため、事業主等から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料や証言は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 ころから 5 年 4 月 ころまで

私は、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。平成 4 年 9 月 ころから 5 年 4 月 ころまで株式会社 A に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶等から、申立人が株式会社 A に勤務していたことは推認することができるが、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号の欠番は無い上、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録も無い。

また、当該事業所は平成 12 年 1 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係書類は既に廃棄されている上、事業主に照会を行ったが、「社員の出入りが多く、申立人の事を記憶していない。」旨の回答であり、当時の経理担当者からは、「申立人の給料から保険料を控除していたかどうか記憶に無い」との回答であったことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況について明確な記憶が無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月2日から61年2月1日まで
申立期間については、株式会社Aに勤務し、一貫して経理を担当していたので、厚生年金保険に加入していないとは考えられない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中に申立人が受診した医療機関の健康保険受診録では、被保険者氏名、被保険者資格取得日及び被保険者との続柄が、申立人の夫から申立人へ書き換えられており、申立期間当時、申立人は、その夫の健康保険の扶養になっていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において、経理担当常務取締役であり、社会保険関係の事務も担当していたと述べていることから、申立人は厚生年金保険被保険者の資格得喪の確認を知り得る立場にあったものと考えられ、算定基礎届の際に被保険者10名程度の中に自らの氏名が無いことに気付かないのは不自然である。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 3 月から 40 年 3 月まで A 区 B にある株式会社 C に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立人から、申立期間当時の業務内容、勤務条件、同僚の氏名等について明確な回答が得られず、申立内容が不明確である。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 17 日から 45 年 11 月 9 日まで
18 歳ごろに A 株式会社に入社し、一時休職していたが、昭和 45 年か 46 年ごろまで働いていたはずであり、その期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかないなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 株式会社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、昭和 29 年 10 月 1 日資格取得、37 年 10 月 21 日資格喪失と記録されており、申立期間に係る申立人の氏名の記載は無い。

また、社会保険事務所の記録では、当該事業所は昭和 46 年 12 月に厚生年金保険を全喪しており、当時の事業主も既に亡くなっているため、事業主等から、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、当時、当該事業所に勤務していた申立人の夫は、申立人は申立期間について給料無しで働いていたと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。